

令和 8 年度東地区文化センター環境改善事業

仕様書

I 総則

本仕様書は、座間市（以下「発注者」という。）が令和 8 年度東地区文化センター環境改善事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、最低限満たさなければならない水準を示すものである。

1 事業目的

本事業は、トイレの改修をはじめとする施設の環境改善を行うことにより利用者及び避難者にとって快適な環境を提供することを目的とする。

2 事業方針

本事業は、早期に利用者及び避難者の環境改善を行う為に、民間事業者の経験や知見を最大限に活用し、生活環境改善に資する企画提案を求めるものとする。

3 事業場所

- (1) 施設名 東地区文化センター
- (2) 所在地 座間市東原三丁目 1 番 1 号

4 事業範囲

本事業は次の事業を行う。

- ・企画提案作成業務
- ・事業実施業務

5 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせること。

また、関係法令等は最新版を適用するものとする。

6 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは次のとおり。

表：事業スケジュール

日時	内容
令和 8 年 9 月下旬	契約（予定）
令和 8 年 1 0 月上旬	企画書類完成
令和 8 年 1 0 月中旬～令和 9 年 3 月上旬	事業実施
令和 9 年 3 月 1 5 日まで	検査・引渡し

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日から、令和 9 年 3 月 1 5 日までとする。

7 提出書類

令和 8 年度東地区文化センター環境改善事業公募型プロポーザル実施要領参照

8 貸与する資料

発注者が所有している資料で、貸与するものは次のとおりとし、本事業以外の目的に使用してはならない。その他、本事業遂行に必要な資料の収集、調査等は事業者が行うこと。

表：貸与資料一覧

資料名	備 考
東地区文化センター	建築図 電気設備図 機械設備図

なお、貸与する資料は参考とし、その内容は発注者が保証するものではない。

発注者が貸与する全ての資料は本事業を遂行するためのものであり、その取り扱いは十分注意すること。

II 企画提案条件

1 基本事項

(1) 業務範囲

事業者は、本仕様書、提案書に基づき、企画提案を行う。

(2) 実施体制

事業者は、企画提案業務を管理する責任者を配置し、発注者に通知する。

2 企画提案業務の基本方針

(1) 現状について

- ・現在使用している施設は、昭和56年に竣工した施設であり、築45年が経過している。
- ・座間市地域防災計画の指定避難所（二次避難所）に指定されており、収納可能人員は159名を想定している。
- ・二次避難所には、要配慮者の受け入れを想定している。

(2) 企画提案業務の基本方針

本事業は、老朽化した対象施設の利用者及び避難者の環境改善を目的としている。

また、国が東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のために、創設をし推進している緊急防災・減災事業債の対象施設であることを考慮し、施設利用者及び避難者にとって安全で快適な環境を提供することを目的とする。

(3) 企画提案の妥当性

本事業の基本方針を理解し、国の推進内容と合致する企画提案とすると共に、対象施設に負担が少なく、令和8年度中に、確実に事業が完了できる妥当性の高い企画提案とすること。

3 企画提案業務の要求水準

(1) 提案内容について

利用者の環境改善及び即効性のある防災、減災のための提案とすること。

(2) 避難者の生活環境の改善

改善が見込める内容を具体的な室名等を表記の上、的確に提案すること。

(3) 感染症対策

対策が見込める内容を具体的な室名等を表記の上、的確に提案すること。

(4) 機能向上期間

中期的（10年以上）に活用が可能かつ効果が見込める提案とすること。

(5) 提案価格

受託後に提案上限額を超える企画提案を行わないこと。

III 事業実施要求水準

1 基本事項

- ・企画提案内容を実現するために必要な業務を行うものとするが、附帯して届出等が必要な場合には、発注者の承諾を受けて行う事とする。

- ・事業実施に係る手法については、指定しないものとする。ただし、事業手法により、別途法令等の適用が生じる場合には、受託者の責において行うものとする。
- ・事業実施対象部分は、企画提案業務の基本方針に沿って提案を行うこととするが、提案上限額に起因する等により、全ての内容を網羅できない場合はこの限りではない。

2 対象施設予定表

別紙1のとおり

3 現場作業日・作業時間

- ・作業日・作業時間については、施設に支障がない範囲とし、原則、次のとおりとする。
- ・作業時間は概ね午前8時30分から午後5時00分とするが、発注者と協議して決定する。
- ・夜間は原則認めないが、やむを得ない場合は、近隣に配慮し、発注者と協議して決定する。
- ・車両の通行及び駐車については、発注者と協議の上、施設利用者に影響がないよう十分に配慮すること。
- ・上記以外に作業が必要となる場合は、発注者と協議して決定する。

4 安全管理

- ・施設利用者の安全確保を最優先とすること。
- ・作業期間中に施設利用者が作業範囲に立ち入らないよう、容易に判別できるように配慮すること。また、期間中における発注者との連絡体制を整えること。

5 写真

事業者は、作業前、作業中、完成等が容易に分かるよう、作業実施状況を適宜写真撮影するとともに、完成時に提出すること。